

入札公告

業務委託契約について、次のとおり総合評価一般競争入札を行いますので、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の6の規定により次のとおり公告します。

令和7年 7月14日

奈良県知事 山下 真

第1 競争入札に付する事項等

- 1 業務名 藤の木学園給食業務委託
- 2 履行場所 藤の木学園(奈良市菅野台2番43号)
- 3 業務内容 仕様書によります。
- 4 履行期間 令和8年2月1日から令和11年1月31日
- 5 その他詳細は、入札説明書及び仕様書によります。

第2 入札方法

- 1 入札は、総合評価一般競争入札で行います。
詳細は、入札説明書によります。
- 2 郵便入札の可否
可。詳細は入札説明書によります。

第3 競争入札に参加する者に必要な資格

次に掲げる1から5までのいずれにも該当する者が、この入札に参加することができます。

- 1 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。
- 2 奈良県物品購入等の契約に係る入札参加停止等措置要領による入札参加停止の期間中ではない者であること。
- 3 競争入札参加資格確認申請書の提出時点において、物品購入等に係る競争入札の参加資格等に関する規程(平成7年12月奈良県告示第425号)による競争入札参加資格者で、営業種目「Q7諸サービス、①給食業務」で登録している者であること。
- 4 公告日から過去5年間に社会福祉法(昭和26年法律第45号)第2条第2項に掲げる第一種社会福祉事業を行う施設、児童福祉法(昭和22年法律第164号)第7条第1項に掲げる障害児入所施設、医療法(昭和23年法律第205号)第1条の2第2項に掲げる病院、介護老人保健施設、介護医療院のいずれかにおいて、1人当たり1日3食かつ年間1万食以上提供する給食業務委託契約を締結し、1年以上の期間誠実に履行した実績を有する者であること。
- 5 公告日から過去1年間、食品衛生法(昭和22年法律第233号)に基づく行政処分を受けていないこと。

第4 入札手続等

- 1 入札説明書及び仕様書の交付方法等
(1) 交付方法

奈良県福祉保険部障害福祉課のホームページからのダウンロード
(<https://www.pref.nara.jp/1834.htm>)

(2) 交付期間

公告日から令和7年8月13日(水)まで

2 入札説明会の開催

実施しません。

3 競争入札参加資格確認審査

この入札に参加しようとする者は、入札説明書の定めるところにより、競争入札参加資格確認申請書等を提出し、第3に示す要件を満たしていることについての確認を受ける必要があります。詳細は入札説明書によります。

4 入札の場所等

(1) 場所 奈良県庁情報管理棟入札室

(2) 日時 令和7年8月7日(木)午後2時00分から

第5 落札者の決定方法等

- 1 別添「藤の木学園給食業務委託 総合評価一般競争入札における落札者決定基準」によります。
- 2 予定価格の制限の範囲内の価格の入札がない場合は、再度入札(2回目)を行う場合があります。
- 3 総合評価点の最も高い者が2人以上あるときは、「くじ」により落札者を決定します。
- 4 詳細は入札説明書によります。

第6 その他

1 入札保証金

入札者は、入札金額の100分の5に相当する額以上の入札保証金を入札の際に納付するものとします。ただし、奈良県契約規則(昭和39年5月奈良県規則第14号)第4条第1項各号のいずれかに該当する者であるときは、免除します。

2 契約保証金

契約の相手方は、契約金額の100分の10に相当する額以上の契約保証金を納付するものとします。

ただし、奈良県契約規則第19条第1項の免除事由に該当する者であるときは、免除します。

3 入札の無効

この公告に示した競争入札参加資格のない者のした入札、入札金額内訳書が同封されていない入札、入札書と入札金額内訳書の内容が不整合な入札、その他奈良県契約規則第7条に該当する入札は無効とします。

4 契約書の要否

要します。詳細は入札説明書によります。

5 契約の不締結

落札決定後、契約締結までの間に、落札者について次のいずれかに該当する事由があると認められるときは、契約を締結しないものとします。

- (1) 落札者の役員等(法人にあっては役員(非常勤の者を含みます。)、支配人及び支店又は営業所(常時契約に関する業務を行う事務所をいいます。以下同じ。))の代表者を、

個人にあつてはその者、支配人及び支店又は営業所の代表者をいいます。以下同じ。)が暴力団員(暴力団員による 不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号。以下「法」といいます。)第2条第6号に規定する暴力団員をいいます。以下同じ。)であるとき。

- (2) 暴力団(法第2条第2号に規定する暴力団をいいます。以下同じ。)又は暴力団員が経営に実質的に関与しているとき。
- (3) 落札者の役員等が、その属する法人、自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で、又は第三者に損害を与える目的で、暴力団又は暴力団員を利用しているとき。
- (4) 落札者の役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等直接的若しくは積極的に暴力団の維持及び運営に協力し、又は関与しているとき。
- (5) (3)及び(4)に掲げる場合のほか、落札者の役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。
- (6) この契約に係る下請契約又は資材及び原材料の購入契約等の契約(以下「下請契約等」といいます。)に当たって、その相手方が(1)から(5)までのいずれかに該当することを知らながら、当該者と契約を締結したとき。
- (7) この契約に係る下請契約等に当たって、(1)から(5)までのいずれかに該当する者をその相手方としていた場合((6)に該当する場合を除きます。)において、本県が当該下請契約等の解除を求めたにもかかわらず、それに従わなかったとき。
- (8) 県が発注する物品購入等の契約を履行するに当たり、暴力団又は暴力団員から不当介入を受けたにもかかわらず、遅滞なくその旨を契約担当者に報告せず、又は警察に届け出なかったとき。

6 契約の解除

契約締結後、契約者について5の(1)から(8)までのいずれかに該当する事由があること認められるときは、契約を解除することがあります。この場合は、契約者は、損害賠償金を納付しなければなりません。

なお、5の(1)、(3)、(4)、及び(5)中「落札者」とあるのは、「契約者」と読み替えるものとします。

7 契約条項を示す場所及び契約を担当する部課等の名称及び所在地等

入札説明書3の(3)に同じ

8 奈良県公契約条例に関する明示

この契約は、奈良県公契約条例(平成26年7月奈良県条例第11号)第2条第2号に規定する特定公契約に該当します。

契約書には、別添の「特定公契約特約条項」を添付します。

この契約の受注者となった者は、奈良県公契約条例、奈良県公契約条例施行規則(平成26年10月奈良県規則第33号)を遵守し、「特定公契約特約条項」に定める事務を履行しなければなりません。

この契約の受注者となった者が、これらの条項に違反した場合は、奈良県公契約条例に基づく過料処分及び入札参加停止措置の対象となることがあります。

詳細は奈良県会計局ホームページに掲載する「奈良県公契約条例の手引き」を参照してください。